

## 9 公益施設（ごみ集積所）に関する基準

## 9 公益施設（ごみ集積所）に関する基準

### 9-1 ごみ集積所（資源ごみ集積所を除く）

ごみ集積所（資源ごみ集積所を除く）の設置等に関する基準は次のとおりとする。

#### (1) 設置基準

##### ア ごみ集積所の設置を要する開発行為

開発事業者は、次のいずれかに該当する開発行為を行う場合には、当該開発行為の区域内にごみ集積所用地を確保し、ごみ集積所を設置するものとする。

- ① 一戸建て住宅の建築を目的とする開発行為
- ② 共同住宅等の建築を目的とする開発行為
- ③ 前各号のほか、住居の用に供する建築物を建築することを目的とする開発行為

##### イ 設置場所

ごみ集積所の設置場所に関する基準は次のとおりとする。

- ① 安全にごみの収集作業が可能な道路沿いであること。ただし、設置場所が次の各号のいずれかに該当する場所は、担当部局と協議の上、決定すること。
  - a 幹線道路沿い
  - b 交通量の多い道路沿い
  - c 信号機の設置、又は交通量の多い交差点付近
  - d 袋路状道路に面した場所。ただし、当該袋路状道路に転回広場等を設置する場合を除く。
- ② ガードレール、電信柱、看板等の構造物又は著しい段差等の障害がなく、ごみの排出及び収集作業を容易に行うことができる場所であること。

##### ウ 設置数

一戸建て住宅の建築を目的とする開発行為においては、一戸建て住宅建設用地が 20 区画を超える場合は 20 区画ごとに、ごみ集積所を 1 箇所増設することができる。

#### (2) 構造等の基準

##### ア 構造

ごみ集積所の構造に関する基準は次のとおりとする。

- ① 床面は、雨水等が溜まらないようにコンクリート等により表面仕上げを行い、円滑な排水処理を行うために適当な横断勾配を設けること。
- ② ごみ集積所用地内に電柱、街路灯等の構造物を設置しないこと。ただし、ごみ

収集ボックス等、ごみ収集上又は衛生管理上必要なものとして認めるものを除く。

- ③ ごみ集積所用地内に水道管、排水管、ケーブル等の埋設物を設置しないこと。
- ④ ごみ集積所用地の区域境界を明確にするため、境界点にはコンクリート杭等の境界標を設置すること。また、隣地の構造物と一体とならないよう、縁切りを行うこと。

イ 面積

ごみ集積所用地の有効面積は、当該ごみ集積所を利用する戸数に 0.1 m<sup>2</sup> を乗じた面積以上とすること。

ウ 形状

ごみ集積所用地の形状は、おおむね長方形型とし、奥行き of 長さは、開口部の長さを超えないこと。

(3) 維持管理、留意事項等について

ア 事前調整

ごみ集積所の設置及び維持管理については、事前に開発区域が属する自治会、近隣住民等と十分に調整を行い、理解を得るよう努めること。

イ 入居者への周知

開発区域への入居者に対し、ごみ集積所の設置場所、利用方法等について周知すること。

ウ 維持管理

ごみ集積所の維持管理は次によること。

- ① ごみ集積所の利用開始に際しては、円滑な維持管理のため管理責任者を定めること。
- ② ごみ集積所の日常の維持管理は、開発事業者、販売事業者、管理会社等、又は自治会等当該ごみ集積所を利用する全ての住民の連帯により行うこと。
- ③ 市が行うごみ収集のルールを遵守し、ごみの飛散、悪臭、その他生活環境保全上の支障が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。

エ その他

その他留意事項として、次の事項を定める。

- ① 開発事業者は、近隣の既設ごみ集積所の管理者と協議の上、当該ごみ集積所の利用が可能な場合には、例外的に開発区域内へのごみ集積所の設置をしないことができる。この場合において、開発事業者は、別途協議書により、利用するごみ集積所の管理者との協議結果を届け出なければならない。
- ② 開発行為の完了公告後、市に帰属する開発区域内の公共用地及び開発区域外の公共用地にごみ集積所の設置は認めない。
- ③ ごみの収集開始2週間前までに、別途、鈴鹿市ごみ集積所設置指導指針に基づく手続きを行うこと。
- ④ 入居者の資源ごみ排出場所確保のため、自治会が管理する既設の資源ごみ集積所の利用について、当該自治会と協議すること。また、別途協議書により、自治会との協議結果を届け出なければならない。
- ⑤ ごみ集積所についてこの基準に定めのない事項は、別途協議の上、決定するものとする。

## 9-2 資源ごみ集積所

資源ごみ集積所の設置等に関する基準は次のとおりとする。

### (1) 設置基準

#### ア 設置場所

資源ごみ集積所の設置場所に関する基準は、9-1-(1)-イの基準を準用する。

#### イ 設置数

資源ごみ集積所は1自治会につき1箇所とする。ただし、151世帯以上の自治会については、150世帯ごとに資源ごみ集積所を1箇所増設することができる。

### (2) 構造等の基準

#### ア 構造

資源ごみ集積所用地の構造に関する基準は、9-1-(2)-アの基準を準用する。

#### イ 面積

資源ごみ集積所用地の有効面積は、1箇所あたり5㎡以上とする。

#### ウ 形状

資源ごみ集積所用地の形状に関する基準は、9-1-(2)-ウの基準を準用する。

### (3) 維持管理、留意事項等について

#### ア 資源ごみ集積所の設置に係る事前協議

資源ごみ集積所の設置にあたっては、予め、担当部局及び開発区域が属する自治会（自治会が新設される場合においては担当部局）と設置場所、構造及び維持管理について協議すること。また、その協議結果について、別途協議書により、協議結果を届け出なければならない。

#### イ 入居者への周知

開発区域への入居者に対し、資源ごみ集積所の設置場所、利用方法等について周知すること。

#### ウ 維持管理

資源ごみ集積所の維持管理は次によること。

- ① 資源ごみ集積所の維持管理は、自治会により行うものとする。
- ② 資源ごみ集積所の利用開始に際しては、円滑な維持管理のため管理責任者を定めること。
- ③ 鈴鹿市廃棄物減量等推進員設置要綱（平成9年4月1日鈴鹿市告示第40号。以下「要綱」という。）第1条に規定する鈴鹿市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を定め、推進員は、要綱第3条に各号に掲げる職務の遂行により、資源ごみ集積所の日常の維持管理を行うものとする。
- ④ 市が行う資源ごみ収集のルールを遵守し、ごみの飛散、悪臭、その他生活環境保全上の支障が生じないように、適切な維持管理を行うこと。

エ その他

その他留意事項として、次の事項を定める。

- ① 開発行為の完了公告後、市に帰属する開発区域内の公共用地及び開発区域外の公共用地上に資源ごみ集積所の設置は認めない。
- ② 資源ごみの収集開始2週間前までに、別途、鈴鹿市ごみ集積所設置指導指針に基づく手続きを行うこと。
- ③ 推進員の設置にあたっては、要綱に基づく手続きを行うこと。
- ④ 資源ごみ集積所についてこの基準に定めのない事項は、別途協議の上、決定するものとする。